

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年6月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300193号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2400005号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成24年9月1日から令和2年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成24年9月から令和2年4月までの期間(以下「訂正対象期間①」という。)の標準報酬月額については、別表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第3欄に掲げる標準報酬月額とする。

訂正対象期間①の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正対象期間①の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成25年9月1日から平成26年4月1日までの期間、平成27年9月1日から平成28年4月1日までの期間、平成29年9月1日から平成30年4月1日までの期間及び令和元年9月1日から令和2年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成25年9月から平成26年3月までの期間、平成27年9月から平成28年3月までの期間、平成29年9月から平成30年3月までの期間及び令和元年9月から令和2年7月までの期間(以下「訂正対象期間②」という。)の標準報酬月額については、上記1の訂正後の標準報酬月額(別表の第3欄に掲げる標準報酬月額)又はオンライン記録の標準報酬月額(別表の第2欄に掲げる標準報酬月額)から別表の第4欄に掲げる標準報酬月額とする。

訂正対象期間②の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額又はオンライン記録の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その他の請求期間(令和2年8月1日から令和3年4月1日までの期間)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成24年9月1日から令和3年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間について、年金記録の標準報酬月額よりも、実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額の方が高く、厚生年金保険料も高い金額が控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成24年9月1日から令和2年5月1日までの期間について、A社から提出された賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）及び請求者から提出された給料明細書（以下「給料明細書」という。）により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、訂正対象期間①の標準報酬月額については、賃金台帳及び給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第3欄に掲げる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正対象期間①の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）を年金事務所に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めている上、日本年金機構は、平成24年から平成30年までの期間及び令和2年に係る算定基礎届については届出がないため保険者算定を行った旨回答しており、日本年金機構から提出された令和元年に係る算定基礎届により、賃金台帳における総支給額ではなく社会保険料等を控除した後の差引支給額を報酬月額として届出が行われていることが確認できることから、年金事務所は訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成25年9月1日から平成26年4月1日までの期間、平成27年9月1日から平成28年4月1日までの期間、平成29年9月1日から平成30年4月1日までの期間及び令和元年9月1日から令和2年8月1日までの期間について、賃金台帳及び給料明細書により、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の訂正後の標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

したがって、訂正対象期間②の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、上記1の訂正後の標準報酬月額（別表の第3欄に掲げる標準報酬月額）又はオンライン記録の標準報酬月額（別表の第2欄に掲げる標準報酬月額）から同表の第4欄に掲げる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、訂正対象期間②の訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額又はオンライン記録の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、令和2年8月1日から令和3年4月1日までの期間について、賃金台帳により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
請求期間に係る月	オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (厚生年金特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (厚生年金保険法第 75条本文)
平成24年9月から 平成25年8月まで	19万円	20万円	—
平成25年9月から 平成26年3月まで	19万円	20万円	22万円
平成26年4月から 平成27年8月まで	19万円	22万円	—
平成27年9月から 平成28年3月まで	19万円	22万円	24万円
平成28年4月から 平成29年8月まで	19万円	24万円	—
平成29年9月から 平成30年3月まで	19万円	24万円	26万円
平成30年4月から 令和元年8月まで	19万円	26万円	—
令和元年9月から 令和2年4月まで	22万円	26万円	28万円
令和2年5月から 同年7月まで	22万円	—	28万円
令和2年8月から 令和3年3月まで	22万円	—	—